

## 被災された皆さまへ

心よりお見舞い申し上げます。

このお知らせを切り取って「保存」したり、「見やすい場所に貼る」などして、周りの方にもお伝えください。

### ご家族を亡くされた方

#### 災害弔慰金

今般の災害によって亡くなられた方のご家族は、災害弔慰金を受け取ることができます。

●支給額

生計維持者が死亡した場合：500万円  
その他の者が死亡した場合：250万円

●対象者

死亡した方の死亡当時における

- ①配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ②兄弟姉妹（死亡した方の死亡当時その方と同居し、または生計を同じくしていた方に限ります）

### 負傷などによって重度の障害を受けた方

#### 災害障害見舞金

今般の災害によって重度の障害を受けた方は、災害障害見舞金を受け取ることができます。

●支給額

生計維持者：250万円　その他の者：125万円

●対象者

自然災害により重度の障害を受けた方

- 例) ・両眼を失明した方  
・両上肢をひじ関節以上で失った方  
・両下肢をひざ関節以上で失った方  
・著しい障害によって常時介護が必要となった方

### 当面の生活費や生活再建の資金が必要な方

#### 被災者生活再建支援金

今般の災害によって住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金が支給されます。

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 ②解体* ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸(公営住宅除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅除く)	25万円	25万円

\*住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

●申請に必要な書類

基礎支援金：罹災証明書、住民票の写し\*、預金通帳の写し等  
\*支援金支給申請書にマイナンバーを記載することで住民票の写しは添付不要となります。  
加算支援金：契約書(住宅の購入、賃貸等)の写し等

#### 災害援護資金の貸付

今般の災害によって被災された方の生活の立て直しのため、貸し付けを受けることができます。

- 受給者：対象災害により、負傷または住居、家財に被害を受けた方
- 貸付限度額

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円 (350)
②家財の1/3以上の損害	150万円		
③住居の半壊	170万円(250)		
④住居の全壊	250万円(350)		
⑤住居の全体が滅失 もしくは消失	350万円		350万円

\*被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合など特別の事情がある場合は( )内の額

●所得制限

世帯人員あたりの市町村民税における前年の総所得金額  
・1人(220万円) ・2人(430万円) ・3人(620万円) ・4人(730万円)  
・5人(1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額)

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

- 貸付利率：年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子)
- 据置期間：3年(特別の場合5年)
- 償還期間：10年(据置期間を含む)



この内容は  
政府広報  
オンラインにも  
掲載しています。

お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、  
このお知らせの内容をお伝えいただきますよう、お願いいたします。

\*上記について、  
詳細は市町村に  
おたずねください。